



## 5月上旬 固定資産税の納税通知書を送ります

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

固定資産税の納税通知書を送ります。期限までにお支払いをお願いします。

固定資産税の納税通知書を5月上旬に送ります。固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。納税通知書が届かない場合はご連絡ください。

### 納税義務者

毎年1月1日(賦課期日)現在の土地、家屋または償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている人



## 5月24日(水)まで 軽自動車税の減免申請

税務課 住民税係 ☎(232)4911

減免の対象となる自動車は、普通自動車も含めて1人1台です。

■申請場所 菊陽町役場 税務課  
※西部支所では申請できません。

### 対象者

① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人  
※障害区分・等級で対象とならない場合があります。

■必要書類  
両名義が①の人であること。

身体障害者手帳など、運転免許証、自動車検査証(車検証)、軽自動車税納税通知書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード

■申請期限 5月24日(水)  
※申請期限を過ぎると、減免は受けられませんので注意してください。



## 家庭から多量に発生するせん定樹木 せん定樹木を回収します

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

せん定樹木を回収し、チップ状にします。チップは草が生えにくいよう植え込みにまくなどして再利用できますので希望者には無料でお渡します。

■費用 無料(ごみ袋不要)  
■処理の対象となる樹木 原則、住宅敷地内の庭木、生垣など  
■処理できない樹木 はげの木、うるしの木など、木の根、くぎや針金がついた木、建築廃材  
■注意事項 ① 広がっている枝は落とす ② 長さは2m以内 ③ 土や小石などを混入させない  
■申込方法(予約制) 5月25日(木)までに、電話でお申し込みください。

■日程 事前搬入はできません。

実施日	搬入時間	回収場所
5月28日(日)	9:00~11:00	菊陽町役場 車庫北側駐車場
	13:00~14:00	武蔵ヶ丘コミュニティセンター 駐車場
	15:00~16:00	新山白鈴公園



## PM2.5など県内の大気環境をいち早くお知らせ 大気環境情報メールに登録しませんか

県環境保全課 ☎(333)2271

### 登録方法

① sky@123123.itへ空メールを送信



大気環境情報メールのQRコード

② 返信メールのURLをクリック

(返信が無い場合、指定受信設定をする)

③ 「本登録画面へ」ボタンを押す

■注意事項 空メールを2回以上送ると、メールは配信されません。返信されてきた画面下部にある「配信再開」ボタンを押してください。

あなたの力を地域で生かそう!

## さんさん介護予防パートナー養成講座 受講生を募集します

介護予防パートナーは、生活支援や介護予防が必要な高齢者をサポートする重要な人材です。地域や他者と関わり活躍することで、生きがいや介護予防にもつながります。



### 介護予防パートナーになるには

右表の①~④の講座を受講し、毎週月曜日に開催する「元気が出る学校」の実技研修に4回参加する必要があります。講座はご都合の良い実施日に受講できます。ただし、1講座当たりの定員は20人です。(先着順)

■場所 光の森町民センター 他

■受講条件 65歳以上で医師からの運動制限がない人

■申込方法 電話での申し込み

■申込期限 各開催日の1週間前まで

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

実施日	時間	内容
4月21日(金)	13:30~16:30	①ロコモ認知症
5月26日(金)		②介護予防概論
6月16日(金)		③口腔機能向上
7月21日(金)		④低栄養予防・地域福祉・ボランティアとは
8月18日(金)	13:30~16:30	①ロコモ認知症
9月29日(金)		②介護予防概論
10月13日(金)		③口腔機能向上
11月17日(金)		④低栄養予防・地域福祉・ボランティアとは
12月15日(金)	13:30~16:30	①ロコモ認知症
1月19日(金)		②介護予防概論
2月23日(金)		③口腔機能向上
3月22日(木)		④低栄養予防・地域福祉・ボランティアとは
毎週月曜日	9:30~12:30	元気が出る学校(通所サービス)での実技研修(場所:さんふれあ)

※日程は変わる可能性があります

※毎月入校可能です。(新規申込受付は、1月19日(金)実施分まで)

ご存じですか

## 国民年金保険料の学生納付特例制度

所得の少ない学生が国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納めることができないときは、そのままにせず学生納付特例を申請しましょう。



### 申請期間

平成29年4月分~平成30年3月分の申請は平成29年4月から受け付けています。

### 対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

### 【所得の基準】

118万円+(扶養親族などの数×38万円)

### 申請方法

菊陽町役場町民課または熊本西年金事務所で申請してください。申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

○承認通知書が届いた場合の承認期間は、4月~翌年3月の1年間です。

○却下通知書が届いた場合は、保険料を納付する必要があります。

※申請時から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができますが、申請が遅れると万一のときに障害年金などが受け取れなくなる場合がありますので、お早めに申請をしてください。

### 必要書類

・年金手帳  
・有効期間などが記載されている学生証または在学証明書

### 問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914